

# 解体工事を発注する皆様へ

## 不法投棄を防ぐために

## 発注者としてできることがあります！

解体工事等から生じる産業廃棄物(建設系廃棄物)は工事の元請業者が処理責任を負うこととなりますが、解体工事の適正な実施や工事で発生する廃棄物の適正処理がなされない場合、廃棄物の不法投棄につながるおそれがあります。

不法投棄を防ぐためには、**発注者も廃棄物の適正処理のための責務を果たすことが大切です。**



不法投棄された建設系廃棄物

### 発注者の責務

#### ① 工事発注前までに残置物を適正に処理する

解体する建築物に残されている残置物(家具、家電、業務用什器等)は、その所有者が、一般廃棄物または産業廃棄物として工事着手前に適正に処理する必要があります。

処理方法の詳細については市町村(一般廃棄物)又は県(産業廃棄物)にお問い合わせください。

#### ② 廃棄物の処理に関する事項を確認する

元請業者に行わせる事項として、建設系廃棄物の処理方法等を設計図書に明示する必要があります。

また、企画、設計段階で建設系廃棄物の発生抑制及び再利用、再生資材の活用を積極的に推進することが求められます。

#### ③ 廃棄物の適正処理に必要な費用を負担する

廃棄物の処理には費用がかかります。費用の不足が原因で不法投棄につながるようなことがないように、処理内容に見合う処理費用を負担する必要があります。

#### ④ 廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認する

元請業者から廃棄物処理計画書の提出をさせるほか、工事終了時には元請業者に廃棄物の処理状況を報告させ、廃棄物が適正に処理されたことを確認する必要があります。

上記の発注者の責務のほか、発注者には、解体工事等を行うときは各種法令に基づき、**届出等の手続きが義務づけられています。**

工事を発注する際に注意すべき点を、裏面の**チェックリスト**で確認しましょう！

**裏面で必要な手続きをチェック！**

### 青森県建設系廃棄物適正処理推進会議

(一社)青森県産業資源循環協会 (一社)青森県解体工事業協会 (一社)青森県建設業協会 (一社)青森県中小建設業協会  
(一社)青森県建築士事務所協会 青森県優良住宅協会 (公社)青森県宅地建物取引業協会 青森市 弘前市 八戸市 青森県

事務局：青森県環境生活部環境保全課

TEL：017-734-9248

Email：hozen@pref.aomori.lg.jp

# 解体工事を適正に行うための チェックリスト(発注者用)

必要な手続き、  
忘れてませんか？

## 1 工事の発注前の確認事項

- 工事を依頼する業者が建設業許可（解体工事業）または解体工事業登録を受けている。
- 元請業者から、現場調査の結果等について書面で説明を受けている。
  - 分別解体や再資源化などの計画（建設リサイクル法）★
  - アスベスト（石綿）含有建材の有無（大気汚染防止法）
  - フロン製品（第一種特定製品※）の有無（フロン排出抑制法）  
※業務用のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫
- 書面の取り交わしにより工事の請負契約を締結している。  
（電子契約も認められています。）
- 契約内容に、廃棄物の処理に関する以下の事項が含まれている。★
  - 分別解体等の方法★
  - 解体工事に要する費用★
  - 再資源化等をするための施設の名称・所在地★
  - 再資源化等に要する費用★

## 2 工事の発注～着手までの確認事項

- 関係法令に基づき、工事着手前の所定の期日までに、現場の所在地を管轄する自治体に届出をしている。
  - 工事の届出（7日前まで：建設リサイクル法）★
  - 特定粉じん排出等作業実施届（14日前まで：大気汚染防止法）  
※ アスベスト（石綿）含有建材があった場合
- 工事着手前までに、解体される建物の残置物を所有者が処理している。
- 建物内にP C B廃棄物が残置されていないか確認している。

## 3 工事終了後の確認事項

- 元請業者から、工事で発生した廃棄物の再資源化等の完了報告を書面で受けている。★
  - 再資源化等が終了した年月日★
  - 再資源化等を行った施設の名称及び所在地★
  - 再資源化等に要した費用★
- 元請業者から、特定粉じん排出等作業の完了報告を書面で受けている。  
※ アスベスト（石綿）含有建材があった場合。

※★がついている項目は、解体工事の床面積の合計が80㎡未満の場合には対象外となります。